

平成17年6月27日
法 務 省

第4回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～刑事手続への関与拡充への取組について（基本法第18条関係）～

【基本法第18条関係

（刑事に関する手続の参加の機会を拡充するための制度の整備等）】

1 起訴への関与等，公訴参加制度の導入等，その他刑事司法の充実等（内閣府資料中の①，②，⑪関連）

(1) 現行施策

① 被害者等による意見の陳述

あらかじめ申出をした被害者等が，公判期日において，被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し，又はこれに代えて意見を記載した書面を提出する制度。この意見陳述の際には，必要に応じて付添い，遮へい，ビデオリンクの措置をとることもできる（刑事訴訟法第292条の2。平成12年に導入）。

利用実績（平成13年から平成16年までに，意見陳述は合計2,009件，意見陳述に代わる書面の提出は合計492件）【資料1】。

② 被害者等の傍聴

被害者等から申出があるときに，裁判長が，申出をした被害者等が公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならない制度（犯罪被害者等保護法第2条。平成12年に導入）。

③ 検察審査会法の改正

検察審査会への審査申立権者の範囲を遺族にも拡大（検察審査会法第2条，第30条。平成12年改正）。また，一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度を導入（同法第7章等。平成16年改正。平成21年までに施行予定）。

(2) 要望に係る施策について

① 起訴への関与等

○ 被害者に刑事私訴の権利を認めてほしいとの要望について

現行法においては，刑罰法令の適正な実現を図るため，一部の例外を除き，

公益の代表者である検察官のみが公訴を提起することとされているが、仮に、被害者による私訴を認めるとすると、そもそも、そのような私訴を行うための証拠収集の手続はどうするのか（被害者等に強制的な捜査権限を認めるのか否か等）という問題がある上、自由な私訴を認めると、仮にこれが濫用された場合には、訴えられた者に害が及ぶおそれがあることなどから、検察官がこれに関与することが必要となると考えられるところ、そのような場合には、附帯私訴や公訴参加の制度の場合と同様に、公判手続において、私訴をした者と検察官と被告人・弁護人の三者により、三つの方向からそれぞれ異なる主張がされて攻撃防御が行われることとなることから、審理が錯綜して真実の発見や迅速かつ適正な裁判の実現を阻害することになるおそれがあるのではないかなどの問題もあり、慎重な検討が必要である。

○ **起訴・不起訴に関する異議申立権，検察審査会などとは別に被害者のための不服申立制度を創設してほしいとの要望について**

これらの御要望の背景には、公訴を提起するか否かについて検察官が広範な裁量権を有しているため、特に不起訴処分について、検察官の判断が恣意に流れ、独善に陥ることを防止する必要があるという考えがあると思われるが、この点については、既に、検察官とは別の、裁判所に置かれた組織であって、選挙人名簿からくじで選定された11人の検察審査員で構成される検察審査会が、検察官による不起訴処分の当否の審査等を行うこととされている上、上記のとおり、平成12年に、検察審査会への審査申立権者の範囲を拡大するとともに、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度（検察審査会が起訴議決をしたにもかかわらず公訴の提起がされなかった場合において、検察審査会が再度起訴議決をしたときは、裁判所により指定された指定弁護士が公訴を提起し、その維持に当たるものとする制度）を導入するなど、検察官の訴追裁量についてより民意を反映させてその適正を図るための法改正を行っており、平成21年までにはこのような制度が実施される予定であることから、現段階で、このような検察審査会によるものとは別の不服申立制度を新たに創設する必要はないと考えられる。

○ **検察審査会の判断に法的拘束力を持たせてほしいとの要望について**

上記のとおり、平成16年の法改正により、検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度が導入されており、平成21年までに施行されることとなっている。

○ **「解明できないから不起訴」とせず、必ず起訴してほしいとの要望について**
実務においては、証拠関係に照らし有罪判決が得られるような高度の見込み

がある場合に限り起訴するという運用がなされているものと承知しているが、起訴された場合の被告人の負担等を考慮するとこのような運用を変えるべきとは思われない。

もっとも、検察当局が証拠の評価に余りに慎重となり、結果として起訴されるべき者が起訴されないということはあってはならず、検察においては、そのような批判を受けることのないよう、今後とも適切な判断をしていくものと承知している。

② 公訴参加制度の導入等

○ いわゆる公訴参加制度を導入し、証拠提出権、証人尋問権、上訴権等を認めてほしいとの要望について

法務省においては、平成15年9月から、外部の有識者を招いて「犯罪被害者のための施策を研究する会」を開催し、犯罪被害者に対する保護・支援の在り方について調査・研究を行ってきたが、いわゆる公訴参加制度（被害者が独自に証拠請求、証人尋問、忌避、上訴などの訴訟行為を行う制度）については、様々な検討すべき課題が指摘されている【資料2】。

法務省としても、検察官の主張・立証等と、公訴参加をした被害者のそれとが異なる場合には、審理が錯綜して真実の発見や迅速かつ適正な裁判の実現を阻害することとなるおそれがあるなどの指摘も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、刑事手続への参加の機会の拡充を求める被害者の御要望等をも十分に踏まえる必要があると考えており、刑事裁判に被害者の意見等をより反映させるため、一定の事項について被害者が刑事手続に直接関与する制度の可否について検討している。

○ 被告人に対する質問権を認めてほしいとの要望について

上記「犯罪被害者のための施策を研究する会」において調査研究を行ってきたが、様々な検討すべき課題が指摘されている【資料3】。

○ 捜査公判書類の謄写・閲覧請求権を認めてほしいとの要望について

不起訴記録については、一定の要件の下で弾力的に開示する運用を行っているが、今後とも、その周知徹底に努めてまいりたい。また、公判記録については、現行法上、被害者等の損害賠償請求権の行使等を理由として申出があった場合に、相当と認めるときは、閲覧・謄写することが認められているが、現在、その範囲を拡大することについて検討中である。

なお、いわゆる捜査記録や公判記録の閲覧・謄写を認めるか否かの判断に当たっては、被害者や目撃者等の参考人を含む関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがないかを考慮しなければならない上、捜査や裁判に不当な影響

を及ぼして迅速かつ的確な捜査や裁判が妨げられるおそれがないか、犯人に対する迅速かつ適正な処罰の実現を害するおそれがないかなどをも考慮しなければならないことから、被害者からの申出があれば必ずこれらの書類の閲覧・謄写を認めるものとするのは困難である。また、仮に、閲覧・謄写が認められなかった場合の不服申立権を認めることとすると、そのような不服の可否を判断している間は刑事事件の捜査・審理が滞る結果となるおそれがあり、迅速かつ適正な刑罰権の実現に支障を生じかねないなどの問題があり、慎重な検討が必要である。

○ **意見陳述権を保障してほしいとの要望について**

現行の意見陳述制度は、被害者等からあらかじめ申出があるときは、特段の理由がない限り、公判期日において被害者等による意見陳述が行われる制度となっており、被害者等による意見陳述は、実質的に保障されていると考えられる。

なお、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日における意見陳述をさせないことができることとされており、例えば、公判期日における意見陳述を希望する被害者が多数存在し、そのすべてを認めることは審理の混乱や遅延を招くおそれがあると認められる場合などには、公判期日における意見陳述が認められない場合もあるが、公判期日における陳述に代えて書面を提出することも認められており、迅速かつ適正な裁判を実現するためには、一定の場合に公判期日における意見陳述を認めないこともやむを得ないものと考えられる。

○ **公判中も検察官、弁護人と同等の権利を与え、逐一意見交換ができる権利を与えてほしいとの要望について**

被害者に訴訟当事者としての権利を与えて刑事裁判に参加することを認めるいわゆる公訴参加制度を導入することについては、上記のとおり様々な問題があり、慎重な検討が必要であると考えられるが、被害者の意見等を刑事裁判に適正に反映させることは重要なことであると考えており、このような御要望を十分に踏まえ、被害者と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させてまいりたい。

○ **犯罪地と被告人の住所、居所が離れている場合には、被告人の居所で裁判が行われることが多いが、犯罪地で刑事裁判を行うことができるようにしてほしいとの要望について**

まず、被疑者の身柄を拘束した上で起訴する事件については、犯罪地にある捜査機関において、犯罪地にある留置場等に被疑者の身柄を留置した上で捜査

を行い、被告人の現在地がある裁判所に起訴をするのが通常である結果、一般に、犯罪地にある裁判所において刑事裁判が開かれているものと承知している。その一方、被疑者の身柄を拘束しない在宅事件については、捜査を遂げた後、被告人の住所がある裁判所に起訴することもあるものと承知している。

なお、刑事訴訟法上、裁判所の土地管轄は、犯罪地のほか被告人の住所、居所、現在地によるものとされており、その件でどの裁判所が事件を審理するかは、被告人の出頭、防御の便宜等、様々な点を考慮して決められるべきものであって、一律に犯罪地の裁判所とすることは難しいと思われる。

○ **被害者と向き合った個々の被害の状況を裁判に反映してほしいとの要望について**

被害者の意見等を刑事裁判に適正に反映させることは重要なことと考えており、検察官は、被害状況等を被害者から聴取して供述調書等の形で証拠化するなどした上、被害者の証人尋問や意見陳述等の活用を含め、その的確な立証に努めてきているところであるが、今後も、被害者と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させ、被害の状況をしっかりと立証するように努めてまいりたい。

○ **検察官の一存で証拠を不要と判断することがないようにしてほしいとの要望について**

検察官は、被害者から、特定の証拠の提出に関する希望が寄せられた場合には、当該証拠の内容や刑事裁判への提出の可否・影響等を刑事裁判の進行状況等を踏まえつつ総合的に検討し、刑事裁判に提出することが可能かつ有用であると考えられる場合には、当該証拠を提出するように努めているものと承知している。

いずれにしても、御指摘を踏まえ、被害者からの御要望も踏まえつつ、適切に対処できるよう、研修等に努めてまいりたい。

○ **公判に視覚的な工夫を取り入れ、審理内容を誰にでも分かりやすいものにしてほしいとの要望について**

来るべき裁判員裁判制度も念頭におき、国民に分かりやすい立証活動をするべく検察当局において検討しているところであり、検察官においてパワーポイント等を使って冒頭陳述を行うなど、一部の刑事裁判においては、視覚的な工夫を取り入れた訴訟活動を現に行っている。

検察当局においては、今後も引き続き創意工夫を凝らし、刑事裁判の審理内容をより分かりやすいものにするように努めていくものと承知している。

○ **起訴状，冒頭陳述書，判決，控訴趣意書を犯罪被害者に交付すべきではないかとの要望について**

公判記録については，平成12年11月に施行された犯罪被害者等保護法において，刑事被告事件の係属する裁判所が，被害者等から損害賠償請求権の行使等を理由として申出があった場合に，相当と認めるときは，刑事の公判記録の閲覧・謄写を認める制度が導入されている。

検察としても，被害者等通知制度において，被害者やその遺族の方々等の御希望に応じ，通知の希望があった場合には公判期日等を通知しているほか，検察官において，公訴事実の要旨や，冒頭陳述の内容等を極力説明するように努めており，そのような説明に際し，これらを記載した書面を交付することもあると承知している。被害者の御要望にはできる限り応えられるよう努めてまいりたいが，公判の影響や関係者のプライバシー等への配慮も必要であることから，すべての事件においてこれらの書面を交付することは困難であることを御理解いただきたい。

○ **開廷日時の決定に際しては，犯罪被害者の意見を聴取すべきではないかとの要望について**

公判期日の指定は，裁判長が行うものであるが，検察官において，被害者やその遺族の方々から公判期日についての御希望がある場合には，かかる御要望を裁判所にお伝えすることは可能である。

なお，裁判長が公判期日を指定するに当たり，被害者の意見を聴き，被害者との日程調整をすることを法的に義務付ける制度については，適正な期日の確保，迅速な刑事裁判の要請等の観点から，慎重な検討が必要である。

③ **その他刑事司法の充実等**

○ **犯罪被害者のための刑事司法の実現（加害者と犯罪事実の詳細な把握，被害者の名誉の保護，加害者への適正な刑罰）を図ってほしいとの要望について**

検察官においては，適正な刑罰が科されるよう，証拠収集と立証に努めるべきは当然であり，検察官は，被害状況等を被害者から聴取して供述調書の形で証拠化するなどした上，被害者の証人尋問や意見陳述等の活用を含め，その的確な立証に努めてきているところであり，今後も一層被害の状況をしっかりと立証するように努めていくものと承知している。

次に，刑事裁判における被害者の名誉の保護については，検察当局においては，例えば，性犯罪事件の被害者の感情に配慮し，そのような被害者の氏名等について，訴訟関係人の同意を得た上で仮名を用いて起訴状を朗読したり，冒頭陳述の内容を簡略化するなど，被害者の名誉の保護に努めているものと承知している。この点，裁判所においても，被害者の証人尋問について，例えば，

期日外証人尋問を行うなどして傍聴を制限するなどし、可能な限り、被害者感情に配慮しているものと承知している。

そのほか、検察当局においては、被害者感情に配慮し、被害者本人の意向を確認し、必要であると判断する場合には、裁判所に対し、公判段階における遮へい措置、ビデオリンク、付き添い等の措置を採るよう積極的に働きかけているものと承知しており、今後とも、一層被害者感情に配慮しつつ、公判段階における遮へい措置、ビデオリンク、付き添いの措置が講じられるよう努めていくものと考えている。

また、検察当局は、被害者等通知制度に基づき、公判経過を説明する際などに、犯罪状況の詳細や加害者に関することについても、捜査・公判に支障を及ぼすおそれがない範囲内において、被害者感情に配慮しつつ、その求めに応じて必要な範囲で説明するなどの運用も行っている。

さらに、検察当局においては、各種研修等において、被害者の話を聞くなどの形で、犯罪被害者の精神的状態や心情等に対する理解を深めるように努めるとともに、犯罪被害者への対応の際に留意すべき事項や上記の各制度や採るべき対応について周知徹底を図っているところであるが、今後も、なお一層、理解を深めるように努めていくものと承知している。

○ **被害者自身が自分なりに刑事司法にかかわることができたと思えるような制度が不可欠であるとの要望について**

法務省においては、これまでに、被害者等が公判期日において意見を陳述する制度等の整備を行ってきたところである。

上記のとおり、いわゆる公訴参加制度を導入することについては、様々な問題があり、慎重な検討が必要であると考えられるが、更なる刑事手続への関与を求める被害者の御要望等をも十分に踏まえ、更なる運用の改善や制度の拡充を検討してまいりたい。

(3) 検討中の施策

① 現行制度に関する運用の改善

現行制度の更なる積極的な活用を図るとともに、被害者の意見等をより適切に把握するため、被害者と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させることに努める。

② 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度

上記のとおり、いわゆる公訴参加制度については、様々な検討すべき課題が指摘されているが、一方で、刑事手続への参加の機会の拡充を求める被害者のお気持ちには理解できるところがある。そこで、このような被害者の御要望等を十分に踏まえ、刑事裁判に被害者の意見等をより反映させるため、一定の事

項について被害者が刑事手続に直接関与する制度の可否について検討している。

(4) その他の要望について

- **特別のトレーニングを受けた者による司法面接を求める要望，子供の証人保護のため，安心できる機関（児童相談所）等でのビデオ証言を証拠として採用することを求める要望，警察，検察，医師，心理，家庭裁判所など各専門家が集まって出した結果や判断がどこでも通じて子供が何度でも話をしなくてよい形をとってほしいとの要望について**
- **女性について，思い出すことも苦痛な被害体験を繰り返し話さなければならぬシステムの改善を求める要望について**

① 現行施策

性犯罪や児童虐待等の被害者の方々にとって，刑事事件の捜査・公判の過程で被害状況を聴取されることによる精神的負担には多大なものがあり，これを軽減すべきことは御指摘のとおりである。

そこで，法務省においては，このような問題意識から，平成12年の法改正により，①証言中，不安や緊張を緩和するのに適当な者を付き添わせることができる制度（付添い），②証人と被告人等との間に，相互に相手の状態を認識できないようにするための措置をとることができる制度（遮へい），③法廷内の訴訟関係人が，別室にいる証人をモニターを通じて尋問することができる制度（ビデオリンク）を導入したほか，④ビデオリンクによる尋問の映像と音声を記録媒体に残し，共犯者等の公判において一から繰り返し証言しなくとも，その記録媒体を証拠にすることができる制度を導入するなど，公判段階における証人の精神的負担を軽減するための措置を講じてきたところである。

また，捜査段階においても，検察では，被害者方々の状況等に応じ，例えば，性犯罪の被害者からの事情聴取を女性の捜査官に担当させたり，子どもからの事情聴取に保護者を同席させるなどし，また，被害者が精神的に安定するのを待った上でその事情聴取を行ったり，応接室や被害者方など被害者が話しやすい場所において事情聴取を行うなどしている。また，事情聴取の時間や回数についても，被害者の希望や状況等に配慮して，不必要に多くならないように努めており，捜査の初期段階から警察と検察が共同して捜査を行っている場合には，事案の内容や被害者の状況等に応じて，早期に検察官において事情聴取を行い，警察における事情聴取の負担を軽減するような工夫もしているところである。

② 要望に係る施策について

- ・ **捜査官・医療関係者・福祉関係者等立場の異なる者が集まって1回で事情聴取を終える方法について**

刑事手続における被害者の方々からの事情聴取は，犯罪事実を明らかにし，

犯人を適正に処罰するために不可欠なものであるが、このような目的で行われる事情聴取は、精神的ケアや福祉の観点から行われるものとはその目的や内容が異なることから、これら全ての事情聴取を同一機会に行うことには様々な問題があり、慎重に検討する必要があると思われる。

また、捜査段階では、本来処罰されるべき犯人を確実に検挙して処罰するために、犯人を検挙する前には、被害事実の概要を把握し犯人を特定するなどのために事情聴取を行う必要があり、被疑者を検挙した後は、被疑者の取調べ結果等をも踏まえ、被疑者の弁解の真偽を確認したり、被害の実情を正確に把握するために事情聴取を行う必要があることから、複数回にわたって事情聴取を行う必要もあることを御理解願いたい。

なお、被害者の方々の供述をビデオに録画し、公判廷では証言しなくてよいこととする制度については、刑事訴訟法は、憲法37条2項（刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。）の趣旨を受け、反対尋問によって供述の信用性の検証ができない、いわゆる伝聞証拠については、原則として証拠として使用できないものとしているので、ビデオに録画した供述について、刑事裁判において反対尋問の機会を与えずに無条件で証拠として使用することができることとする制度は、伝聞法則に抵触し、憲法37条2項の趣旨に反することとなると考えられることから、その実現は困難であることも、併せて御理解願いたい。

いずれにせよ、法務省としては、御指摘をも踏まえ、被害者の方々の精神的負担等をできる限り軽減するよう、上記のような現行の種々の施策について、更に周知徹底してまいりたい。

● **特別のトレーニングを受けた者による事情聴取について**

上記のとおり、捜査段階で行う事情聴取においては、被疑者の弁解をも踏まえて被害者の方々の供述の信用性を確保し、これを証拠上明らかにすることが必要であり、犯人を適正かつ確実に処罰するためにも、刑事手続に関する法令や実務に精通した捜査官がこれを行う必要があると考えている。

そこで、法務省においては、検察官に対して、その経験年数等に応じて各種の研修を実施しており、これまでも児童及び女性に対する配慮をテーマとした講義科目を設けているが、御指摘の趣旨をも踏まえ、今後は、科目の内容について一層の充実を図るため、児童や女性の被害者と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行うこととし、その内容について講師との協議及び日程調整等を進めてまいりたい。

2 公的弁護士制度の導入（内閣府資料中の③）

○ 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護士制度の創設、突

然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による弁護士が24時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要。

(1) 現行施策

平成18年度に設立される日本司法支援センターは、被害者等の援助に関する制度や、被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関する情報等の提供を行うことにより、犯罪被害者支援を行うこととされている（総合法律支援法第30条第1項第5号参照）。

同号においては、被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮することとされており、特に、「被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する」ことが例示されている。

(2) 今後検討する施策

公費による弁護士選任制度の創設については、第2回検討会の取りまとめとして、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討することとされたところである。

3 少年保護事件への参加等（内閣府資料の④）

(1) 現行施策

① 被害者等の申出による意見の聴取

少年保護事件について、被害者等が被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べたいとの希望を持つ場合に、家庭裁判所又は家庭裁判所調査官において、その意見を聴取する制度（少年法第9条の2）。

平成12年の少年法改正【資料4】により導入され、平成13年4月から平成17年3月までに合計653件の利用がされている【最高裁資料】。

② 被害者等に対する審判結果等の通知，被害者等による記録の閲覧及び謄写

家庭裁判所による被害者等に対する審判結果等の通知制度（少年法第31条の2）及び被害者等が損害賠償請求権の行使等を理由に少年保護事件の記録の閲覧・謄写の申出を行ったとき、家庭裁判所において相当と認める場合に、これを認める制度（少年法第5条の2）。

これらによって、事件の内容や少年の処分結果等を知りたいという被害者等の希望に応えられるようになった。

平成13年4月から平成17年3月までに、閲覧・謄写は合計2,286件、通知は合計2,571件の利用がされている【最高裁資料】。

③ 現行制度の周知状況

前記制度の適切な運用を図るため、法務省作成の犯罪被害者等向けのパンフ

レット及び法務省・検察庁のホームページにおいては、刑事に関するものとともに、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等通知の各制度についても分かりやすく説明し、その周知に努めている。

(2) 要望に係る施策について

○ 傍聴、質問等に関する要望について

少年の更生のためには、プライバシーに関わる事実を含め広く情報を収集するとともに、少年の心情の安定にも配慮する必要があるため、少年審判は非公開とされているところであり、被害者による審判の傍聴や少年に対する質問等の制度を導入することについては、少年審判が非公開とされている理由を考慮しながら、慎重な検討が必要と考えている。この点、事件の内容等を知りたい、被害に関する心情等を家庭裁判所や少年に理解させたいとの御要望については、前記制度の運用により対応することが可能となっているものと理解している。

○ 事実認定、情報提供に関する要望について

少年事件においても非行事実の認定が適正でなければならないことは当然であるが、少年審判と刑事裁判の目的・性格の違いから、その事実認定の在り方や手続は異なるところがあるものとする。少年事件の情報提供に関する要望については、前述したとおり、前記制度の運用により対応することが可能となっているものと理解している。

○ 刑事手続をとるべきとの要望について

前記改正で、家庭裁判所は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について、原則として検察官送致決定を行うとする制度が導入されたところであり、これについては、家庭裁判所において規定の趣旨に沿った処分選択が行われるものと考えている。その他犯罪を犯した少年の事件についてどのような手続が採られるべきかについては、保護処分を原則としている現行少年法の基本的な立場も踏まえ、慎重な検討が必要と考えている。

○ 精神障害者の審判における質問等に関する要望について

心神喪失者等医療観察法においては、最初に対象者の処遇の要否・内容を決定するための審判について、被害者等による審理の傍聴を認める制度（同法第47条第1項）や、被害者等からの申出に応じて、裁判所が処遇に関する決定の内容等を通知する制度（同法第48条第1項）が定められているなど、被害者の心情に配慮した規定が置かれている。

これらに加え、被害者に対象者に対する質問権や意見陳述権を認めることに

については、そもそも、この法律による処遇は、対象者の病状に応じた最も適切な医療を行うというものであって、このような処遇としてどのような医療が適切かを判断するために審判が行われるものであることから、そのような審判において、被害者に対象者に対する質問権を認めたり、被害者の意見陳述権を認めてその意見を審判結果に反映させることは困難であると考えられる。

4 刑事司法手続に関する情報提供（内閣府資料中の⑤）

○ 公判日等を原則として通知してほしいとの要望について

(1) 現行施策

被害者等通知制度は、被害者等から通知の申し出があった場合に通知する制度であり、公判期日の通知に関しても「審理を担当する裁判部又は裁判官」、「公判日時」を通知している。第1回公判以降の期日についても、第1回の通知の際に、その後の公判についての希望を確認する取り扱いをしており、希望された方に対してはその後の公判期日等についても通知をしている。

(2) 要望に係る施策について

犯罪被害者の方の中には、裁判に関する情報を知らせてほしくないという方や、公判期日を通知されることで心の平穏を害されると考える方、第1回公判廷で加害者を見たら怖くなったとしてその後の公判について通知を希望しない方もいるので、すべての被害者等に公判期日等を自動的に通知することについては問題があると考えている。

被害者通知制度等については、事情聴取の際に説明しているほか、パンフレットの配布等により周知に努めてまいりたい。

○ 被害者の意見陳述制度・証人尋問の権利を明記したパンフの作成、冊子「犯罪被害者の方々へ」の内容を充実させ、被害者の権利を分かりやすく説明し、被害者家族に配布することを義務化してもらいたいとの要望について

(1) 現行施策

法務省においては、犯罪被害者等に対し、被害者保護と支援のための制度について、内容を分かり易くまとめたパンフレットを作成し、全国地方検察庁及び各都道府県警察等の待合室に置くなどして配布するとともに、法務省及び検察庁のホームページに掲載して周知に努めている。

(2) 要望に係る施策について

パンフレットには、被害者等通知制度実施要領、刑事手続の流れ、被害者支援のための一般的な制度、捜査・公判段階（被害者の意見陳述制度、証人尋問の権利を含む）での被害者支援及び裁判後の段階での被害者支援等について掲載しているが、御指摘の要望を踏まえ、内容の充実を図ってまいりたい。また、御要望の交通事故も含め、通常の刑事事件においては、初期の段階で犯罪被害

者等と接触するのは警察であることから、犯罪被害者等に対する早期の情報提供という観点から、パンフレットの内容や配布方法などについても、警察庁と連携して適切に対応してまいりたい。

○ **司法解剖を行う際、十分な説明をしてほしいとの要望について**

司法解剖にあたり、御遺族の感情に種々の配慮をすることが望ましいことは当然であり、現在でも法令の許す範囲内で適切な対応をしており、今後も引き続きそのように努めるものと承知しているが、これらの点を更に周知徹底してまいりたい。

○ **司法手続（刑事・民事）に関する情報を得たいとの要望について**

検察庁においては、刑事手続に関する情報について、捜査・公判の過程において、被害者等に対して説明しているものと承知している。また、前記のように被害者支援の内容を分かりやすくまとめたパンフレットを配布するなどして周知するよう努めている。民事手続に関する情報についても、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置し、損害賠償請求など含めた相談業務等に当たらせているが、今後は犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する説明資料の作成などについて検討していきたいと考えている。

○ **犯罪被害者等の必要情報（警察・検察・裁判所での）提供を一本化してもらいたいとの要望について**

犯罪被害者等への必要情報の提供については、警察・検察等の捜査機関や裁判所において、それぞれ行われているが、さらにこれらの枠組みを超えた統一的な支援等のための必要情報の提供の一本化について、関係各機関と連携して検討していきたいと考えている。

5 捜査に関する情報提供等の充実（内閣府資料中の⑥）

○ **調書等の捜査情報の早期提供及び早期開示、捜査情報をリアルタイムに被害者に提供する義務を負わせる、被害者に刑事事件の供述調書や証拠の全てを開示すべき等の要望について**

適正かつ迅速な捜査により事案の真相を解明し、適切な科刑を得ることが捜査機関に課せられた使命であり、これを果たすことこそ被害者や遺族の方々の期待に応えるものとするが、真相解明のためには、捜査は、その過程で得られた情報を公開せずに行う必要がある上、関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならない。捜査段階において事件記録を開示することには、様々な困難な問題があることを理解いただきたい。

ただ、そのような制約の下でも、捜査担当者においては、被害状況等につい

て、被害者やその御遺族・御家族の方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で御説明しているところであり、今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

なお、例えば、実況見分調書には、通常、交通事故現場等における立会人の指示・説明等が含まれており、これを捜査の途中で開示すると、開示を受けた者が、他の関係者が立ち会った実況見分調書の内容を知ることにより、その記憶が変容したり、その者の供述が記憶に基づくものなのか、開示した証拠の影響によるものなのかを判断することが困難になるおそれがあるほか、開示を受けた情報をもとに他の関係者に対し働きかけをした場合においては、当該関係者の供述の信用性を疑わせることになりかねず、さらに、その後の捜査への協力確保等も困難になるおそれがあり、加害者の供述調書の開示についても、それと同等以上の同様の被害を生じるおそれが認められるので、捜査が終了する前に、被害者の求めに応じてこれらを開示することは困難であると考えている。

そのほか、刑事裁判に提出された証拠については、平成12年11月に施行された犯罪被害者保護法により、刑事被告人の係属する裁判所が、被害者等から損害賠償請求権の行使等を理由として申し出があったときに、相当と認める場合には、刑事の公判記録の閲覧・謄写を認める制度が導入されている。

○ 捜査情報の開示を被害者に対して積極的にできるよう、刑事訴訟法第47条を改正してもらいたいとの要望について

刑事訴訟法第47条は、訴訟に関する書類について、原則として、公判の開廷前にはこれを公にしてはならないこととしているが、その趣旨は、仮に公判前にこれらの書類を公にすると、被害者あるいは、被疑者・被告人を含めた関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがあるのみならず、捜査や裁判に不当な影響を及ぼして迅速かつ的確な捜査や裁判が妨げられ、犯人に対する迅速かつ適正な処罰の実現が害されるおそれがあることから、そのような事態を未然に防止しようとするにあると解されている。

したがって、このような趣旨にかんがみると、訴訟に関する書類については、公判前でも原則として公にできることとしたり、被害者であればそのことだけで全て開示できるようにすることは問題があると考えられる。

もっとも、同条においても、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、公判前であってもこれらの書類を公にできることとされており（同条ただし書）、開示を求める理由やその必要性の程度、捜査・裁判に不当な影響を及ぼすおそれの程度等を総合的に考慮し、捜査が終了した後、一定の場合に被害者に対して開示することは禁止されていないものと考えられる。

（参考）刑事訴訟法第47条

訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上

の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

○ **捜査記録等の手持ち証拠は全て被害者（遺族）にも開示（謄写、閲覧）すべきとの要望について**

御指摘は、刑事裁判における公判記録等の閲覧・謄写に関するものと思われるが、刑事裁判に提出された証拠については、平成12年11月に施行された犯罪被害者等保護法により、刑事被告事件の係属する裁判所が、被害者等から損害賠償請求権の行使等を理由として申出があった場合に、相当と認めるときは、刑事の公判記録の閲覧・謄写を認める制度が導入されている。

一方、不提出記録については刑事訴訟法第47条の対象になると解され、同条ただし書きの規定により、関係者のプライバシー等の侵害のおそれや係属中の公判及び将来の捜査に対する支障のおそれなどが認められないという場合、代替性の有無などを考慮してその開示をすることは考えられるものと思われる。

○ **事故当日の現場写真は、事故の状況説明とともに開示してほしいとの要望について**

事故当日の現場写真についても、これを捜査の途中で開示すると、開示を受けた者が、他の関係者が立ち会った実況見分調書の内容を知ることにより、その記憶が変容したり、その者の供述が記憶に基づくものなのか、開示した証拠の影響によるものなのかを判断することが困難になるおそれがあるほか、開示を受けた情報をもとに他の関係者に対し働きかけをした場合においては、当該関係者の供述の信用性を疑わせることになりかねず、さらに、その後の捜査への協力確保等も困難になるおそれがある。

よって、捜査が終了する前に、被害者の求めに応じて一律に事故当日の現場写真を開示することは困難である。

なお、そのような制約の下でも、捜査担当者においては、事故状況等について、被害者やその御遺族の方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で御説明しているところであり、今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

○ **科学的初動捜査の充実と捜査状況等の連絡及び説明をしてもらいたいとの要望について**

初動捜査については、基本的には、第一次捜査機関である警察当局においてお答えすべき事柄と考えるが、交通事故等の事件事故に対して、科学的捜査をさらに積極的に活用していくべきであるとの御指摘については、そのとおりであると考えている。

また、捜査担当者においては、事故状況等について、被害者やその御遺族の

方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で御説明しているところであり、今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

○ **未解決事件においても、捜査に関係のないことはできる限り被害者に教えてほしいとの要望について**

御指摘については、「捜査に関係のないこと」との内容が明らかでないが、例えば、第三者も含め、個人のプライバシーにかかわる事項を、捜査機関において無制限に教えることが相当であるとは思われない。

なお、捜査担当者においては、事故状況等について、被害者やその御遺族の方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で御説明しているところであり、今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

○ **被害者に連絡が徹底されること、被害者通知制度を充実させてもらいたい等の要望について**

(1) 現行施策

法務省においては、犯罪被害者等に対し、被害者保護と支援のための制度について、内容を分かり易くまとめたパンフレットを作成し、全国検察庁及び各都道府県警察等の待合室に置くなどして配布するとともに、法務省及び検察庁のホームページに掲載して周知している。

(2) 要望に係る施策について

パンフレットには、被害者等通知制度実施要領、刑事手続の流れ、被害者支援のための一般的な制度、捜査・公判段階での被害者支援及び裁判後の段階での被害者支援（被害者の意見陳述制度、証人尋問の権利を含む）等について掲載しており、今後とも、犯罪被害者等の意見や要望を踏まえ、内容の充実などについて適切に対応していきたいと考えている。

○ **検察庁における真摯な捜査と検察官・被害者遺族間のコミュニケーションの実施に係る要望について**

検察官に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施しており、その中で、犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わっておられる学識経験者等による講義を行い、犯罪被害者等の精神的状態に対する理解を深めるよう努めているところであるが、今後もおなじ層、理解を深めるように努めたい。

○ **検察官と被害者遺族が対話できる時間をもっと作ること、被害者の意見を聴取する方法（カウンセラー同席等）を見直してほしいとの要望について**

現在においても、例えば、性犯罪については、女性の捜査官において事情聴取を行うなどの配慮をしたり、保護者の立ち会いがないと話づらいという場合

には、保護者を同席させて事情聴取をするなどの工夫を行い、少しでも被害者の負担を軽減するように努めている。

また、検察官に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施しているが、その中で犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を行い、犯罪被害者等の精神的状態に対する理解を深めるように努めているが、今後もなお一層、理解を深めるように努めたい。

なお、日常業務においても、上司による個別の指導等を通じて、捜査・公判に携わる検察職員が、犯罪被害者の方々の心情に十分配慮するように努めている。

○ 加害者死亡事件、長期未解決事件の記録を閲覧謄写できるようにしてほしいとの要望について

(1) 現行施策

加害者死亡事件については、被疑者死亡として不起訴処分に付されるところ、不起訴事件記録のうち、実況見分調書などの客観的証拠については、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求その他権利を行使するために必要と認められる場合において、弾力的に開示する運用をしている。

また、不起訴事件記録のうち、供述調書については、①民事裁判所から検察庁に文書送付嘱託がなされた場合で、②供述調書が、民事訴訟の重要な争点の証明に必要不可欠な場合であって、③供述者が死亡したり、供述調書がその者の民事裁判所における供述と実質的に食い違うなど代替性乏しく、④供述調書の開示により、捜査・公判への支障や関係者の名誉・プライバシーに対する侵害のおそれがない場合であれば、開示に応ずることとしている。

今後とも、犯罪被害者等の意見や要望を踏まえ、適切に対処したいと考えている。

(2) 要望に係る施策について

長期未解決事件について捜査情報を把握したいとの被害者の方々の心情はもっともであるが、ただ、そのような心情に応えるためには、捜査機関としては、まず第1には、適正かつ迅速な捜査により事案の真相を解明し、的確な捜査処理を行うことが不可欠である。長期未解決事件を含む捜査中の記録については、これを開示すると、関係証拠の隠滅や犯人の逃走が図られるおそれがあり、捜査に支障を生ずるおそれが高く、また、関係者の名誉やプライバシーの保護を図る必要性も高い。

このように、真相解明のためには、捜査は、その過程で得られた情報を公開せずに行う必要がある上、関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならないことから、捜査段階において記録を閲覧・謄写することには、様々な困難な問題があることを理解いただきたい。

もっとも、その一方で、捜査担当者においては、長期未解決事件についても、被害者やその御遺族の方々からの求めがある場合には、捜査状況等について、被害者やその御遺族の方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で御説明しているものと承知している。

なお、長期未解決事件を含め、交通事故を中心とした捜査中の事件については、被害者感情に一層配慮するべく、検察当局においても、上記のとおり、適宜適切に、支障のない範囲で、捜査状況を説明するように、各種の会同等において指示がなされている。

6 不起訴事案に関する情報提供（内閣府資料中の⑦）

○ 不起訴事案については、被害者遺族・家族が納得し尽くす説明をしてもらいたいとの要望について

遺族感情や被害者家族の方々の感情を考えれば、御指摘のとおり、不起訴処分をする際には、検察官として、遺族等の方々の納得が得られるように十分に説明をするように努めるべきであると考えている。

なお、現在においても、検察当局においては、遺族等の方々にできるだけ御理解をいただくため、不起訴処分を行う前に十分な説明を行うように努めており、例えば、自動車による業務上過失致死事件について、不起訴処分を行う場合に、遺族の方々から御希望があるときは、捜査等に支障がない範囲内で、検察官において、処分の内容やその理由の骨子をきちんと説明するよう徹底している上、今後も引き続き、そのように対処するものと承知している。

○ 検察審査会に被害者の言い分も十分に聞いてほしいとの要望について

御指摘については、検察審査会の運用の問題であり、法務省としてお答えすることは差し控えたいが、検察審査会において、起訴相当のほか、不起訴不当とされた案件も多数あること等から考えても、検察審査会が検察の言い分しか聞かないということは考えにくいものと考えている。

○ 精神障害者の不起訴事件の記録を閲覧謄写できるようにしてほしいとの要望について

不起訴記録については、刑事訴訟法第47条により原則不開示とされ、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合に開示されることとなっていることから犯罪の行為者が精神障害者である場合だけ例外的取り扱いを行うことはできない。

もっとも、不起訴事件記録のうち、実況見分調書などの客観的証拠については、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求その他の権利を行使するために必要と認められる場合において、弾力的に開示する運用をし

ている。

また、不起訴事件記録のうち、供述調書については、①民事裁判所から検察庁に文書送付嘱託がなされた場合で、②供述調書が、民事訴訟の重要な争点の証明に必要不可欠な場合であって、③供述者が死亡したり、供述調書がその者の民事裁判所における供述と実質的に食い違うなど代替性に乏しく、④供述調書の開示により、捜査・公判への支障や関係者の名誉・プライバシーに対する侵害のおそれがない場合であれば、開示に応ずることとしている。

今後とも、犯罪被害者等の意見や要望を踏まえ、適切に対処したいと考えている。

○ 不起訴になった場合に、被害者にその理由を情報提供してもらいたいとの要望について

不起訴になった場合には、現在においても、被害者等通知制度により、被害者等に対して不起訴処分の通知を実施しており、特に裁定主文の通知を希望又は照会されたときは「不起訴処分（起訴猶予）」のように記載して、処分年月日とともに通知している。

なお、不起訴処分を行う場合に、被害者の方々から御希望があるときは、捜査等に支障がない範囲内で、検察官において、処分の内容やその理由の骨子をきちんと説明するよう徹底している上、今後も引き続き、そのように対処するものと承知している。

7 判決確定後の加害者情報の提供（内閣府資料中の⑧）

○ 被害者の希望に応じて、加害者の情報提供（処遇情報、帰住地情報、出所時期等）を継続的に提供してもらいたいとの要望について

（1）現行施策

犯罪被害者等の再被害防止を図るため、平成13年10月から、犯罪被害者やその遺族等に対し、再被害を防止するため通知を行うのが相当であると認める場合に、加害者の仮出獄の時期や自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を提供する制度を実施している。

また、犯罪被害者等の再被害防止のため、警察から要請があった場合には、行刑施設においては、自由刑の執行終了による釈放予定及び帰住予定地等について、地方更生保護委員会においては、仮出獄等による釈放予定及び指定帰住地等について、保護観察所においては、仮出獄中の特異動向等について、それぞれ通報を行うのが相当であると認めるときは、警察に対する通報を行っている。

このほか、受刑者が被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を検察官が覚知した場合には、事件を送致

した警察署又は警察本部の担当者に、行刑施設又は地方更生保護委員会において上記同様の情報を覚知した場合及び保護観察所において仮出獄中の者につき同様の情報を覚知した場合には、第一審裁判所の所在地を管轄する警察本部の本部被害者対策担当課長に、それぞれ連絡することとしている。

上記制度については、今後も関係者に対し周知徹底し、円滑な連携を図っていく。

(2) 今後検討する施策

刑の執行段階における犯罪被害者やその御遺族への支援施策が十分ではないとの認識の下、現在、更生保護官署が、保護司との協働態勢により、裁判終了後の支援を行う制度の導入について検討を進めており、この制度の一環として、裁判終了後の加害者に関する種々の情報を犯罪被害者等に対して提供することについても検討を行っている。この支援は、犯罪被害者等の希望に応じて実施することを考えており、希望を無視して情報提供するようなことは考えていない。

犯罪被害者等からの要望を見ると、提供を希望する情報は多岐に渡っており、現行の被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知制度において提供を行っている情報も一部含まれているところであるが、今後は、加害者の処遇に関する情報や、加害者が収容されている刑務所、保護観察処遇をつかさどる保護観察所等の情報についても、プライバシー等に配慮しつつ、必要に応じて提供する方向で検討を行うこととしている。

一方で、加害者の改善更生に必要な環境を確保することは、これらの者の再犯を防ぐことにより、新たな犯罪被害者等を生み出さないためにも重要なことであるので、提供する情報の種類・範囲や少年事件の取扱い等については、慎重な検討が必要である。

なお、この制度については、2年以内を目途に実施することができるよう、検討を進めていくこととしている。

8 加害者の処遇に関する意見陳述等（内閣府資料中の⑨）

○ 被害者が加害者の処遇に意見を述べられるようにしてもらいたいとの要望について

(1) 現行施策

受刑者の改善更生を図るためには、受刑者が、犯した罪による被害の実態や被害者の心情等を認識した上で、その責任を実感し、被害者や遺族への謝罪など、誠意をもって対応する気持ちをかん養することが必要であり、刑務所においては、被害者の方の手記等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を実施してきたものであるが、最近では、犯罪被害者や支援団体の方々をゲストスピーカーとして招へいし、被害者の心の傷、苦しみや悲しみを受刑者に伝える取組も開始している。

また、保護観察所においては、対象者に自己の犯罪・非行に対する反省を深めさせ、被害者の意向等にも配慮しながら、謝罪及び被害弁償に努めるように働きかけている。

(2) 今後検討する施策

この観点から矯正教育の充実を図るために、昨年、被害者支援団体を含めた外部有識者をメンバーとする研究会を開催して、被害者や支援団体の方から御意見をいただいている。現在、研究会でいただいた意見を踏まえ、標準的なプログラムを作成するなどしているところであり、今後とも、より多くの受刑者に被害者の生の声を聞かせる機会を設けるなどして、被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めることとしている。

保護観察所においても、効果的なしよく罪指導について鋭意検討しているところである。

○ 処遇指針である少年簿に、被害者や遺族が何を訴え何を望んでいるのか、記載してもらいたいとの要望について

少年簿は、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等について必要な記載がなされるものであり、少年鑑別所や少年院においては、被害者や遺族の実情を直接調査することができないが、家庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護者から得られた被害者に関する事項等をその都度少年簿に記載している。

今後とも、関係機関と連携して必要な情報を収集し、記載していくこととしている。

○ 仮出所を決定する際に、被害者の意見を反映させることができるようにしてほしいとの要望について

(1) 現行施策

現在、仮出獄の決定に先立ち、各地方更生保護委員会においては、必要に応じ、当該事件に係る犯罪被害者やその遺族から心情等を聴取し、仮釈放審理の参考にしている。

(2) 今後検討する施策

仮出獄の決定に際して、犯罪被害者等が希望する場合には意見を述べる機会を与えるべきとの要望等があることを踏まえ、今後2年以内を目途に、所要の措置を講ずる方向で、鋭意検討を進めていくこととしている。

○ 加害者の保釈や釈放に際し、被害者の安全確保を考慮の基準に入れること、被害者が意見を述べる機会を設けること、必要な条件遵守を義務付けられるようにしてもらいたいとの要望について

① 現行施策

裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下するには、検察官の意見を聴かなければならない（刑訴法第92条）とされている。

加害者の保釈に関しては、刑訴法第89条に規定された場合を除いて、保釈しなければならないとされており、同条5号は、「被告人が被害者等の身体若しくは財産に害を加え又は畏怖させる行為をすると疑うに足る相当な理由があるとき」と規定されているところであって、検察官においては、適宜被害者等から事情を聴くなど被害者等の安全確保を考慮して同法第92条の意見を裁判所に提出している。

また、仮出獄許可に当たっての被害者の安全確保の考慮について、現在、仮出獄許可の基準の一つとして「再犯のおそれがないと認められること」が含まれており、この判断の中で、被害者の安全確保についても配慮を行っている。

さらに、被害者等が、被害者等通知制度による釈放に際しての通知を希望している場合には、釈放に当たって通知を行っている。

仮出獄に際し被害者の安全を確保するために必要な条件を遵守するよう義務付けることについて、現在、各地方更生保護委員会においては、仮出獄許可決定に当たり、事案に応じて、仮出獄期間中の特別の遵守事項として、「被害者に近づかないこと」といった、犯罪被害者等の安全確保のために必要な遵守事項を付し、保護観察所において、当該遵守事項を遵守するよう指導監督しているところである。

② 今後講じる施策

加害者の保釈に関しては、今後も検察官等に対し、被害者等から事情を聴くなどして対応するよう、研修や会同の場において周知し、運用の徹底を図るとともに、仮出獄についても、各地方更生保護委員会において、個々の事案に応じ犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項を設定するよう努め、保護観察所においては、当該遵守事項を遵守するよう対象者の指導監督を徹底していくこととしている。

○ 加害者の改善更生に偏った保護行政の在り方を是正すべきとの要望について

現行の更生保護行政は、加害者の改善更生を通じて社会を保護することを目的とするものであるが、加害者の改善更生に偏っているのではないかと批判があることを真しに受け止め、今後の更生保護行政の在り方について鋭意検討を進め、更生保護官署が犯罪被害者等支援を実施できるよう検討している。

9 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等（内閣府資料中の⑩）

○ 矯正教育のあり方を見直し、刑務所、少年院等で、被害者や遺族の心情、状況を知る機会を増やしてほしい、矯正施設において、被害者及び被害者遺族の

心情や状況を知る機会を設けてほしいなどの要望について

現行の監獄法においては、受刑者の信書の発受の相手方は原則として親族に限られているが、改正後の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」においては、信書の発受の相手方にこのような「原則的」制限は設けていないことから、今後、被害者やその遺族との信書の発受についても、緩やかな取扱いとなるものと承知している。

一方、少年院における面会・通信については、少年院処遇規則により矯正教育に害があると認められる場合を除き許可することとされており、被害者や遺族の方についても、少年院長の判断により実施することが可能である。

また、少年院においては、被害者の感情を理解し、償いを具体化することなどを目標に、「被害者の視点を取り入れた教育」を行ってきたが、本年3月に「少年院における被害者の視点を取り入れた教育」について全施設において体系的に実施するよう通知を発出しており、同教育の充実に努めている。

なお、現在、更生保護官署が、保護司との協働態勢により、裁判終了後の犯罪被害者等に対する支援を行う制度の導入について検討を進めており、この制度の一環として、犯罪被害者等が自らの置かれた状況や心情等と矯正施設に収容中又は保護観察中の加害者に対して伝えたいと希望する場合、更生保護官署においてこれを仲介するなどの支援を行うことについても検討を行っている。

○ 矯正保護関係職員も被害者、遺族の置かれている状況を知るように努めること、矯正保護関係職員に対する被害者の状況に関する研修の実施してもらいたいとの要望について

刑務所や少年院においては、「被害者の視点を取り入れた教育」を行っているが、効果的な処遇を実施するためには、指導する職員を中心に専門性や能力の向上が不可欠であると考えており、犯罪被害者や遺族の方の置かれた状況や心情等への理解を深めさせるよう努めている。

具体的には、刑務所や少年院など矯正施設に勤務する職員については、矯正研修所及び同支所（全国8か所）において、その職務内容や経験等に応じた各種研修を実施しているところ、これら矯正研修所及び同支所において、幹部職員や中堅職員等に対し、犯罪被害者の状況に関する研修として、例えば、犯罪被害者の方々や犯罪被害者を支援する人々、大学教授を招致するなどし、講義等を行っている。

平成17年度からは、矯正施設の新採用職員に対する研修においても、犯罪被害者の状況に係る講義等を取り入れており、今後も、矯正研修所及び同支所におけるこれら職員研修を更に充実させることとしている。

また、刑務所、少年刑務所及び拘置所における職場研修については、これら施設を所管する矯正局成人矯正課の、少年院及び少年鑑別所における職場研修

については、これら施設を所管する矯正局少年矯正課の、それぞれ企画立案、指導の下に、各施設において犯罪被害者の方々を招致するなどして職務研究会等を実施している。

一方、更生保護官署においては、犯罪被害者の方々等と接する機会も多く、二次被害を防止する観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、そのしよく罪意識の涵養を図る観点からも、更生保護官署職員が犯罪被害者等の状況等について理解を深めることは重要であると考えている。

そのため、法務総合研究所で実施している保護観察官を対象にした各種研修や更生保護官署で実施する自庁研修において、犯罪被害者等が置かれている現状や刑事政策における被害者支援の必要性等を題目に、大学教員や被害者支援に従事している実務家、あるいは犯罪被害当事者を外部講師として招き、講義等を実施している。今後とも、犯罪被害者等のために必要な研修を充実させることとしている。

法務省における被害者保護への取組状況について

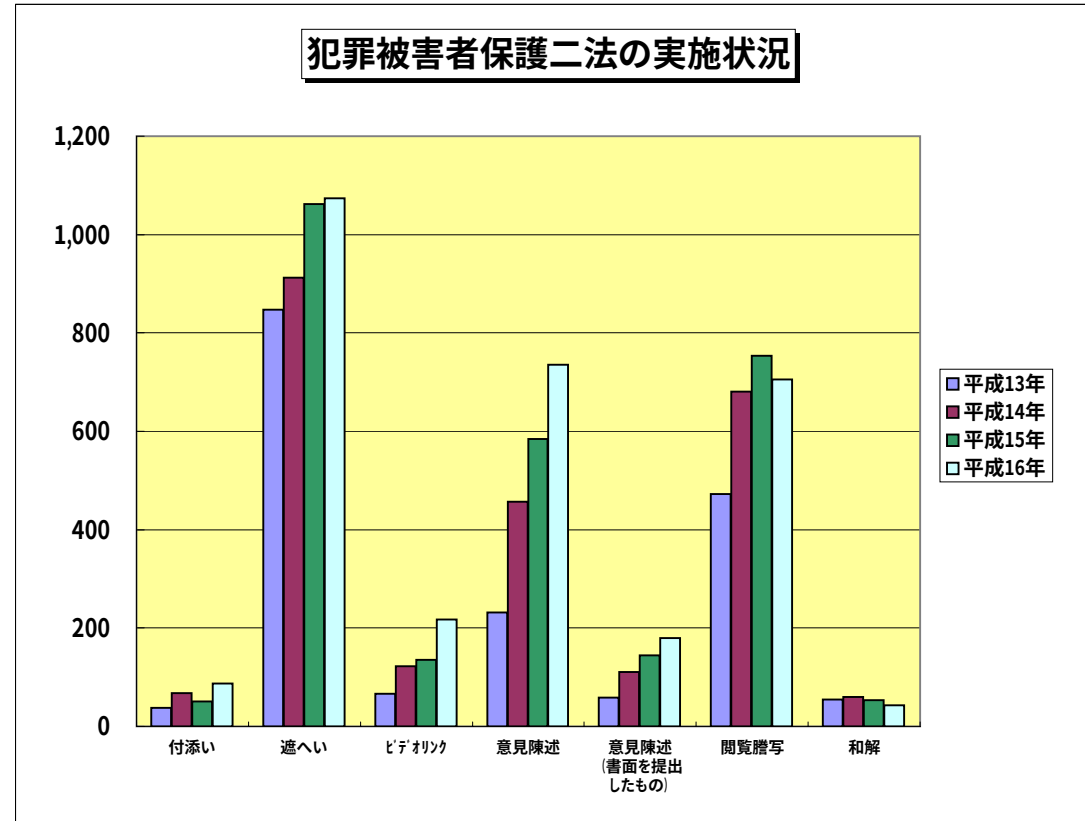
第1 被害者保護のための立法措置後の運用状況(最高裁調べ)

- 1 刑事訴訟法関係
- 2 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律関係

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	合計
付添い	38	68	51	87	244
遮へい	847	912	1062	1074	3,895
ビデオリンク	67	122	136	217	542
意見陳述	232	457	585	735	2,009
意見陳述 (書面を提出したもの)	58	110	144	180	492
閲覧謄写	473	681	753	705	2,612
和解	55	60	54	43	212

※平成13年のビデオリンクの数値は、6月以降のもの。

※数値については概数である。



※平成13年のビデオリンクの数値は、6月以降のもの。

※数値については概数である。

第1 被害者の刑事手続への関与の拡充

〈検討事項1 いわゆる公訴参加の制度〉

被害者(遺族を含む。以下同じ。)*¹が訴訟当事者として訴訟行為ができる制度(ドイツの公訴参加等)

○ 被害者の公訴参加が要望される背景

- ・ 検察官等の訴訟活動や裁判所の量刑に対する不満や、被告人がうそを言っていると思っても反論できないもどかしさ等から、被害者が在廷し、質問し、証拠調べの請求を行うなど、刑事手続への参加を求める意見が寄せられている。

○ いわゆる公訴参加制度の導入に関し検討すべき課題

- ・ 被害者が訴訟当事者として手続に参加する制度(被害者が独自に、証拠請求、証人尋問、忌避、上訴などの訴訟行為を行う制度)を導入すると、検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合に、①被告人は検察官・被害者のいずれの主張・立証に対しても防御を行い、②裁判所はいずれの主張・立証についても判断をすることになるだろうが、このような制度は、現行の刑事訴訟の基本構造(検察官と被告人が当事者として攻撃・防御を行い、中立の裁判所が判断する訴訟構造)に根本的な変更を加えないと実現できないのではないか^{*2}。
- ・ 被害者の刑事手続への参加については、被害者が刑事手続を正しく理解し、有効・適切に行動できるようにするため、その前提として、支援アドバイザー等の被害者支援システムの更なる充実が必要となるのではないか。
- ・ 被害者多数の場合に、訴訟に参加する被害者を制限すべきかという問題が生じるのではないか。

○ 要望への対応

- ・ 刑事手続への関与の拡充を求める被害者の気持ちには理解できるもの

*1 遺族のほか、心身に重大な故障がある被害者の親族、これらに準ずる者まで対象とするかどうかは、個々の施策を具体化する際に検討されるべきである。

*2 職権主義的訴訟構造(裁判官が訴訟の主宰者として一件記録を引き継いで審理を行い、検察官はその補助者として位置付けられる訴訟構造)を採るドイツ・フランスには、(一定の)被害者が訴訟に参加して訴訟行為を行う制度があるが、当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスにはこのような制度はなく、アメリカでは、被害者は量刑手続の段階で被害の影響等について陳述できるとどまり、イギリスでは、公判開始前から被害の影響を書面により陳述できるものの量刑に関しては言及できないとされている。

があるが、それに対応するための施策としては、まずもって、現行法上の意見陳述制度等を積極的に活用し、また、検察官とのコミュニケーションを一層充実させるとともに、現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を図ることを優先させ、公訴参加制度（被害者が訴訟当事者として手続に参加する制度）のような訴訟の基本構造にかかわる制度の導入については、このような現行の訴訟構造を基盤とした施策の運用状況を見ながら、被害者の保護・支援のために必要かどうか検討を続けるべきではないか。

〈検討事項 2 被害者による質問を認める制度〉**現行の刑事訴訟の基本構造を維持しつつ、被害者による質問を認める制度****○ 検討された三つのモデル**

- ・ 現行の刑事訴訟の基本構造を維持することを前提に、被害者による質問の制度として、次の三つのモデルについて検討した。
 - ① 現行法上の対質（刑訴規則 124 条）を利用し、被害者から申出があった一定の事項について被害者と被告人等の対質を行う制度（以下「対質型」という。）
 - ② 検察官又は裁判所の補助者として質問することを認める制度（以下「補助者型」という。）
 - ③ 被害者による意見陳述の制度を拡充して、意見陳述に必要な事項に限って質問することを認める制度（以下「意見陳述型」という。）

○ 被害者による質問を認める場合の検討すべき課題

- ・ ①対質型につき、現行法の対質は、本来、証人尋問の一方法として、被害者が体験した事実の枠内で、言い分が食い違っている事項について双方の言い分を明らかにするということのものであって、被害者が聞きたい事柄を質問するというものとは異なるのではないか。
- ・ なお、現行法の枠内でも、対質を利用して、被害者が証人となって相対する被告人や証人に質問したい事項を証言し、裁判所から質問してもらうという運用の工夫が考えられるのではないか。
- ・ ②補助者型は、検察官又は裁判所の補助者として、犯罪事実（検察官の主張・立証の枠内に限る。）に関する事項についても質問するというものであるが、検察官・裁判所の立場ないし権限との関係で、何のためにどのような補助をするのかが課題ではないか。検察官との意思疎通が十分であれば、実際に質問すべき事柄は少ないのではないか。また、被害者を中立的であるべき裁判所の補助者と位置付けることに違和感はないか。
- ・ ③意見陳述型は、意見陳述制度をより充実させるため、被害者が意見を述べるのに必要な事項（犯罪事実を除いた情状に限る。）について質問するというものであるが、意見陳述のために必要とは認められない質問や不相当な質問が制限されるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 被告人が黙秘するなど、被害者が期待する答えが得られなかった場合、かえって被害者が傷付き、失望するおそれはないか。質問を制度化する

場合は、そのような被害者のために、情報提供を含めた支援の充実が必要ではないか。

- ・ 質問を認める制度を設ける場合の制度目的については、真相解明のためというよりも、被害者等が質問することにより、満足感を得ることができ、心理的な立ち直りにつながるという側面を考慮すべきではないか。
- ・ ②補助者型と③意見陳述型については、被害者が直接発問できるとすると、過度に応報的な質問や訴訟法上の尋問ルールに従わない不相当な質問がなされる可能性があり、訴訟の混乱を来したり、被告人の防御に不利益を及ぼすおそれがあるのではないか。発問は、弁護士を介することとする必要はないか。
- ・ 検討事項３で被害者の在廷を認める場合、その趣旨・目的と関連付けて質問の申出の手続を考える必要がある。

少年法等の一部を改正する法律（平成12年成立）

- 1 少年事件の処分等の在り方の見直し
 - 犯罪少年についての年齢区分の見直し
 - 凶悪重大犯罪を犯した少年に対する処分の在り方の見直し
 - 保護者に対する訓戒などの措置
- 2 少年審判の事実認定手続の適正化
 - 裁定合議制度
 - 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入
 - 抗告受理申立制度
 - 観護措置期間の延長
 - 保護処分終了後における救済手続の整備
- 3 被害者への配慮の充実
 - 被害者等の申出による意見の聴取
 - 被害者等に対する審判の結果等の通知
 - 被害者等による記録の閲覧・謄写

大久保構成員の第4回検討会に関する質問及び要望について

1 ②公訴参加制度の導入等

- **メディア関係者にはコピーしたものを、直ちに多数渡している事実を考えると、被害者や遺族に一部ないし数部渡すことで不都合があるとは考えられないので、希望する被害者や遺族には渡していただきたいとの要望について**

御指摘については、まず、確かに、世間の耳目を集めるような事件において、公判の影響やプライバシーの保護等の配慮等を検討した上、差し支えない範囲で報道用に作成した起訴状要旨等を交付する例はあるが、大部分の事件においては、そのような対応はしていない。

一方、検察としても、被害者等通知制度において、被害者やその遺族の方々等の御希望に応じ、通知の希望があった場合には公判期日等を通知しているほか、検察官において、公訴事実の要旨や、冒頭陳述の内容等を極力説明するように努めており、そのような説明に際し、上記の報道用に作成した書面を交付することもあると承知している。被害者の御要望にはできる限り応えられるよう努めてまいりたいが、公判の影響や関係者のプライバシー等への配慮も必要であることから、すべての事件においてこれらの書面を交付することは困難であることを御理解いただきたい。

- **捜査や公判で必要な時のみ呼び出して聞き、他の時は都合も聞かないのでは納得できない。また、被害者や遺族にとり公判が長引くことは被害者自身の被害回復が遅れることになるため、裁判が遅延するような心配は不要であるとの意見について**

公判期日の指定に際して、被害者の方々の御意見を聴いて日程調整を行うこととした場合に、被害者の方々がことさらに裁判を遅延させるようなことをすると考えているわけではなく、例えば、現在でも、裁判所、検察官、弁護士・被告人の三者間で日程を調整して早期の公判期日を指定することが困難な事件もあるところ、これに被害者の方々も加えた四者で日程調整するとすれば、早期の公判期日の指定がより困難になるおそれがあるのではないかと、特に、被害者の方々が多数存在するような事件の場合はその調整が更に困難になるのではないかと、仮に、被害者の方々の希望に添わない期日指定がなされた場合に不服申立権を認めることとすると、その間は公判期日を開くことができず、迅速な

審理が妨げられることとなるのではないかなど、様々な問題があることを御理解いただきたい。

もとより、被害者の方々は、事件により直接被害を受けた者として、当該事件の審理の状況等に強い関心を有することは当然であって、法務省としても、被害者と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させて、公判期日に関する被害者の方々の御希望等についても適切に把握し、被害者の方々の御意見を刑事裁判に適切に反映させるよう努めてまいりたい。

2 ③その他の刑事司法の充実等

- **メディアが取り上げる大きな事件・事故では事件直後から警察や検察、裁判所等に適切な配慮をしてもらえることがあるが、大きく取り上げられない個別の事件・事故でも被害者や遺族には同様の対応をお願いしたいとの要望について**

検察当局においては、各種研修等において、被害者の話を聞くなどの形で、犯罪被害者の精神的状態や心情等に対する理解を深めるように努めるとともに、犯罪被害者への対応の際に留意すべき事項や上記の各制度や採るべき対応について周知徹底を図っているところであるが、大きく取り上げられる事件以外の個別の事件・事故についても適切に対処するよう、今後も、なお一層、理解を深めるように努めていくものと承知している。

- **すでに欧米では司法面接者が聞き取りしている状況を、関係者はビデオを通して見ながら、追加質問を司法面接者を通して行い（耳に入れた無線機を通して被害者には気付かれないようなシステム）、被害者への負担の軽減に努めていることを踏まえ、現行の施策の充実だけでなく、新たな施策の導入を検討していただきたいとの要望について**

捜査官、医療関係者、福祉関係者等の関係者が一堂に会してすべての事情聴取を同一機会に行うことについては、それぞれ目的や内容が異なる事情聴取をどのように調整して行うのか、捜査官としては、適正な処罰の実現のために、医療や福祉上の必要性の有無にかかわらず、複数回にわたって様々な事項について事情聴取しなければならないこともあるのではないかなど、検討すべき様々な課題がある。また、我が国においては、犯人の適正な処罰を図るため、被害者の方々から、被害を受けた際の状況について極めて詳細に事情を聴取するとともに、そのみならず、犯人との関係、被害に至る経緯、被害にあった後の状況、事件による精神的・財産的被害の詳細、処罰感情等についても詳細に聴取して証拠化しているのが現状であって、欧米と我が国とでは取調べの内容や密度が異なることも御理解いただきたい。

しかしながら、御指摘のように、度重なる事情聴取を受けることに伴う被害者の方々の御負担をできる限り軽減するよう努めることは極めて重要であると

考えており、法務省としても、そのための施策として、検察官等に対し、被害者の方々の心身の状態や心情等に対する理解を深めるよう、各種の会同や研修を通じて周知徹底してまいりたい。

3 ⑧判決確定後の加害者情報の提供

- 犯罪被害者や遺族に対して、更生保護官署が保護司との協働態勢により、支援を行う制度の導入を検討しているのは大変良い制度であり歓迎する。制度開始にあたっては、被害者支援に対応する保護観察官や保護司は「被害者支援専任保護観察官・被害者支援専任保護司」のような、被害者専任の職員が対応することにしていただきたいとの要望について

更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援を行う制度の導入に当たっては、犯罪被害者等の心情等にも配慮し、加害者の処遇に携わる職員とは別に、専ら犯罪被害者等の方々に対応する職員の配置方策について検討したい。

4 ⑨加害者の処遇に関する意見陳述等

- 最近、刑務所や少年院から被害者や被害者遺族への講演依頼が増えているが、矯正教育イコール被害者の話を聞くと短絡的に考えず、矯正独自の教育体制を早急に整え、実施していただきたい。また、被害者や遺族に講演を依頼する時は講演者の持ち出しがないよう、予算措置をしっかりとってからにしていきたい。被害者や遺族がどのような複雑な心情で矯正教育に協力しているのかが理解されていないと思うことが多いとの意見について

現在、刑務所や少年院では、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実を図ることを喫緊の課題として、標準的な教育プログラムの策定やビデオ教材等の整備に取り組んでいるところであり、その一つの方策として、被害者や支援団体の方々をゲストスピーカーとして招へいし、被害者の方々から生の声を聞かせていただく機会を設けるなどしている。今後とも、御指摘の趣旨を踏まえつつ、被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めてまいりたい。

また、講師への謝礼等については、所要の予算措置を講じているところであり、現場施設に対しては、事前に講師の方々と十分調整をし、御理解をいただいた上で対応するように指導しているが、今後とも御指摘のようなことが生じないよう指導を重ねてまいりたい。

- 殺人、強姦、強盗、強制猥褻等の受刑者のうち、実際にはどの程度の割合で遵守事項をつけているのかを教えてくださいとの要望について

遵守事項の内容に関する統計は有していないが、仮出獄許可に当たっては、ストーカー事案のように、再犯防止のために加害者が被害者に接触することを禁じる必要性が高い事案を始め、被害者が再被害について強い不安を抱いてい

る事案など、個々の事案の事情を踏まえ、被害者の安全確保のため、保護観察対象者の指導において必要と思われる遵守事項を付している。

- **更生保護官署が犯罪被害者等支援を実施できるよう検討しているとあることは、被害者や遺族の精神的回復に資する良い制度だと思う。ただし、更生保護官署がいつからいつまで被害者に関われるのか示していただきたい。希望としては、刑事裁判終了時から被害者自身が被害回復したと思った時まで実施していただきたい。被告人の刑期が終了しても、重大事件の被害者や遺族は被害回復していないことが多いため。ぜひ、新たな部署を創設し新たな人材として「被害者支援専任保護観察官・被害者支援専任保護司」などのような人材による実施をお願いしたいとの要望について**
- **「被害者支援専任保護観察官や被害者支援専任保護司」による支援を行う継続期間を教えていただきたいとの要望について**

加害者の保護観察期間が終了するのと同時に犯罪被害者等への対応も打ち切るという方法では、犯罪被害者等の方々の精神的回復に資するという観点から不十分との御指摘があることは承知しているが、現行法では、更生保護官署の所掌の範囲・限界ともあいまって、かなり困難な問題を含んでいる。加害者の保護観察期間が終了した後も引き続き更生保護官署の職員が犯罪被害者等の支援に関わるためには、法改正を含めた検討が必要となると思われる。

5 ⑩犯罪被害者に関する情報の加害者への伝達等

- 23ページ上から16行目「犯罪被害者が自ら置かれた状況や心情……・仲介するなどの支援を行うことについても検討を行っている」とあるが、ぜひ制度にしてい

いただきたいとの要望について

御要望も踏まえ、鋭意検討を進めてまいりたい。

- **出所情報を送るのと一緒に、地方更生保護委員会や保護観察所の役割を明記したパンフレット類も送り、被害者がどの時点でどこに相談すれば良いかが解るようにしていただきたいとの要望について**

現在、被害者等通知制度による釈放情報の通知に関し、被害者等から検察庁に仮出獄の審理に関する問い合わせ等を行いたい旨要望があった場合には、受刑者の仮出獄につき権限を有する地方更生保護委員会及びその連絡先を通知しているところであるが、今後、更生保護官署における裁判終了後の被害者等に対する支援の在り方についての検討とともに、被害者向けパンフレットの作成・配布など、被害者等に制度や連絡先の周知を図るための方策についても検討してまいりたい。

○ **加害者の刑期終了後であっても、その後も被害者の相談にのる制度を整えていただきたいとの要望について**

加害者の保護観察期間が終了するのと同時に犯罪被害者等への対応も打ち切るという方法では、犯罪被害者等の方々の精神的回復に資するという観点から不十分との御指摘があることは承知しているが、現行法では、更生保護官署の所掌の範囲・限界ともあいまって、かなり困難な問題を含んでいる。加害者の保護観察期間が終了した後も引き続き更生保護官署の職員が犯罪被害者等の支援に関わるためには、法改正を含めた検討が必要となると思われる。

平成17年6月27日

法 務 省

久保構成員の提出資料について

問 捜査段階での供述調書だけでなく、その後の被害者の経済的、社会的、心理的、医学的な被害の実態を判決前に陳述、又は書面で提出することにすべきではないか（判決前報告書の導入）。

答

- 1 御指摘は米国で行われている判決前報告書を念頭に、そのような制度を我が国にも導入すべきではないかとの御意見であると思われるところ、米国における判決前報告書は、有罪となった者の刑を決定するいわゆる量刑手続において、保護観察官が、裁判所の要請に基づき、被告人の犯罪歴や家族構成等に加え、被害者が被った経済的、社会的、心理的及び医学的影響等を記述して作成するものであり、これにより被害者の被った被害の実態を量刑に反映させようとするものであると承知しているが、一方で、このような被害の実態を「非弁論的な態様で記述するもの」とされており（「stated in a nonargumentative style」、連邦刑事手続規則32条(b)(4)(D)）、保護観察官により客観的に評価された事実が非情緒的なスタイルで記述されるものと承知している。
- 2 これに対し、我が国においては、被害の実態を踏まえた適正な処罰の実現を図るため、まず、捜査段階では、捜査官において、経済的、社会的、心理的及び医学的影響を含めた具体的な被害の状況を捜査するとともに、被害者の方々から、このような被害の状況に加え、被害を受けたことで抱くに至った気持ち、犯人の処罰に対する意見等を詳細に聴取して供述調書の形で証拠化しており、公判段階

においては、これらの証拠を提出してその立証に努めている上、多くの重大な事件では、被害者の方々の証人尋問を行い、被害者の方々が被害の実態を直接裁判所に訴えるという方法により、その立証を行っているところである。さらに、平成12年の改正により、被害者等が、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又はこれに代えて意見を記載した書面を提出することができる意見陳述制度が導入されており、これにより、被害者の方々は、自らが被った様々な被害の実態や心情等を、質問に答えるという形ではなく、自らの言葉で直接裁判所に伝えることができることになっている。したがって、我が国において、御指摘のような判決前報告書を提出させる制度を導入する意義は乏しいと考えられる。

- 3 いずれにしても、被害者の方々が被った被害の実情を刑事裁判に適正に反映させることは重要なことであると考えており、法務省としても、被害者の方々と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させて、被害の実情を適切に把握した上で、的確な立証活動を行うことに努めるとともに、意見陳述制度のより一層の周知を図ってまいりたい。